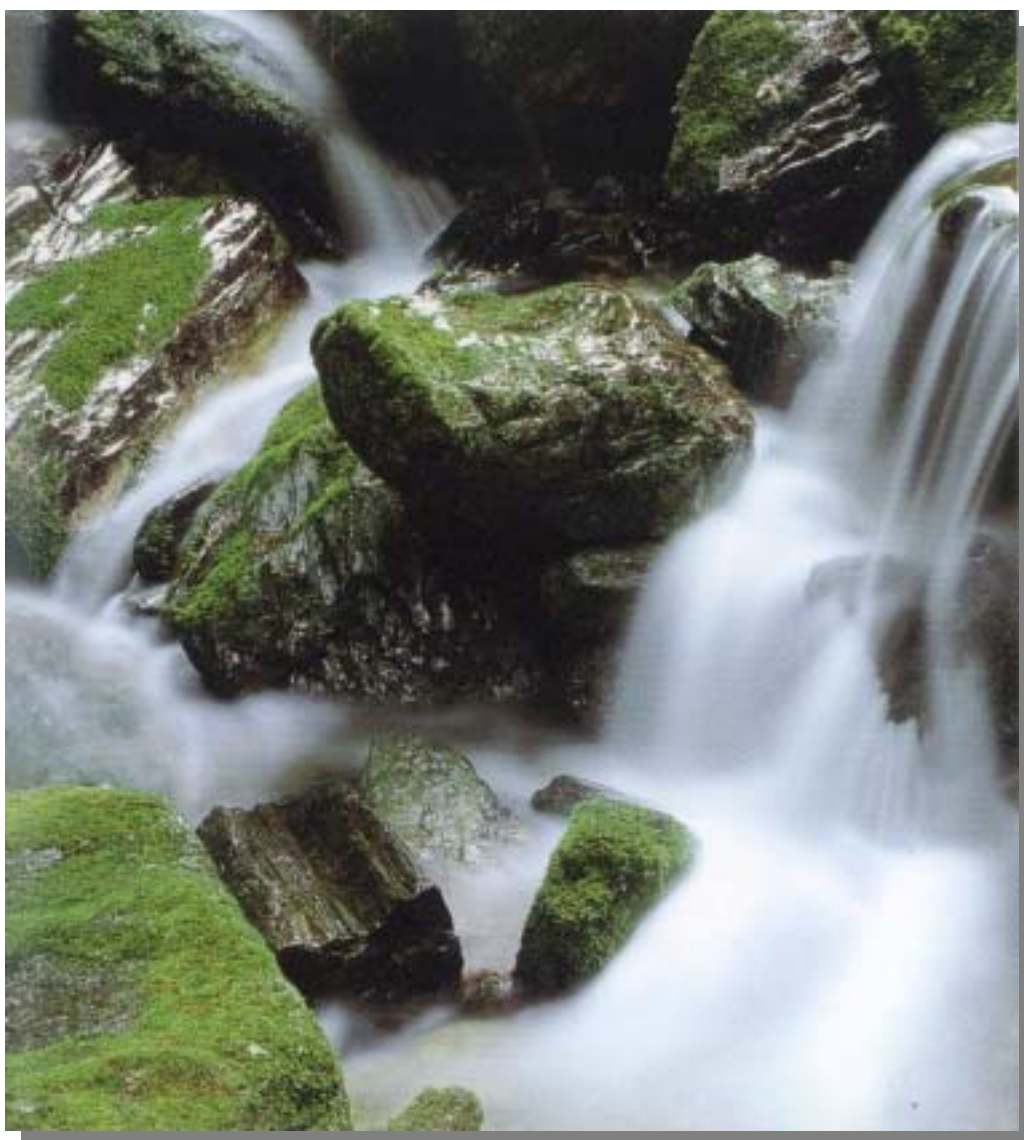




魅力ある銅山川水源地域づくりを目指して

銅山川3ダム水源地域ビジョン

- 富郷ダム・柳瀬ダム・新宮ダム -



平成15年11月

銅山川3ダム水源地域ビジョン策定協議会

目 次

| | |
|--------------------|----|
| 1 . はじめに | 1 |
| 2 . 水源地域ビジョンの策定組織 | 2 |
| 3 . 水源地域ビジョンの策定経緯 | 3 |
| 4 . 水源地域の状況 | 4 |
| 5 . 銅山川3ダム水源地域ビジョン | 8 |
| 6 . ビジョンの推進手法 | 17 |
| 7 . 参考資料 | 19 |

1 . はじめに

銅山川は、「四国三郎」と呼ばれる吉野川の支流にあり、愛媛県の東端部、法皇山脈の南にその水源を持ちます。ここから生み出される清らかで豊富な水は、銅山川沿川のすばらしい水辺環境を作り出し、さらには、「富郷ダム」「柳瀬ダム」「新宮ダム」の3ダムによって貯留され、法皇山脈を越えて瀬戸内海側に住む多くの人々のくらしや地域の産業を支えています。

このように、銅山川の沿川地域は水源地域としてきわめて重要な役割を担っていますが、近年では、水源地域の主要産業であった農林業の不振や過疎化、高齢化の進展等の様々な課題が顕在化しつつあり、活力ある地域づくりの実現が求められています。

一方、21世紀のダム事業・ダム管理においては、従来からダムに求められていた治水面、利水面の機能に加え、水源地域の自立的、持続的な活性化を図り、水循環等に果たす水源地域の機能を維持するとともに、自然豊かな水辺環境や伝統的な文化資産等を国民が広く利用できるよう、ハード、ソフト両面の総合的な連携により、バランスのとれた流域の発展を図ることが期待されています。

こうした背景のもと、銅山川3ダム（富郷ダム、柳瀬ダム、新宮ダム）の水源地域では、地域の住民団体や自治体、国土交通省、独立行政法人水資源機構が共同して「銅山川3ダム水源地域ビジョン策定協議会」を設立し、銅山川3ダムの水源地域づくりの基本方針と具体的な施策、水源地域づくりの推進方策等からなる『銅山川3ダム水源地域ビジョン』を策定いたしました。

今後は、ここにとりまとめた水源地域づくりの施策を1つずつ着実に実現し、ダムを活かした地域の活性化へとつなげていくことを目指しています。

平成15年11月7日

銅山川3ダム水源地域ビジョン策定協議会

2. 水源地域ビジョンの策定組織

銅山川3ダム水源地域ビジョンの策定に際しては、水源地域の自治体、住民団体、ダム管理者と関係行政機関によって、『銅山川3ダム水源地域ビジョン策定協議会』を設立しました。

同協議会は、伊予三島市が事務局を務め、具体的なビジョンの内容を検討する「幹事会」を設置して検討を進めました。

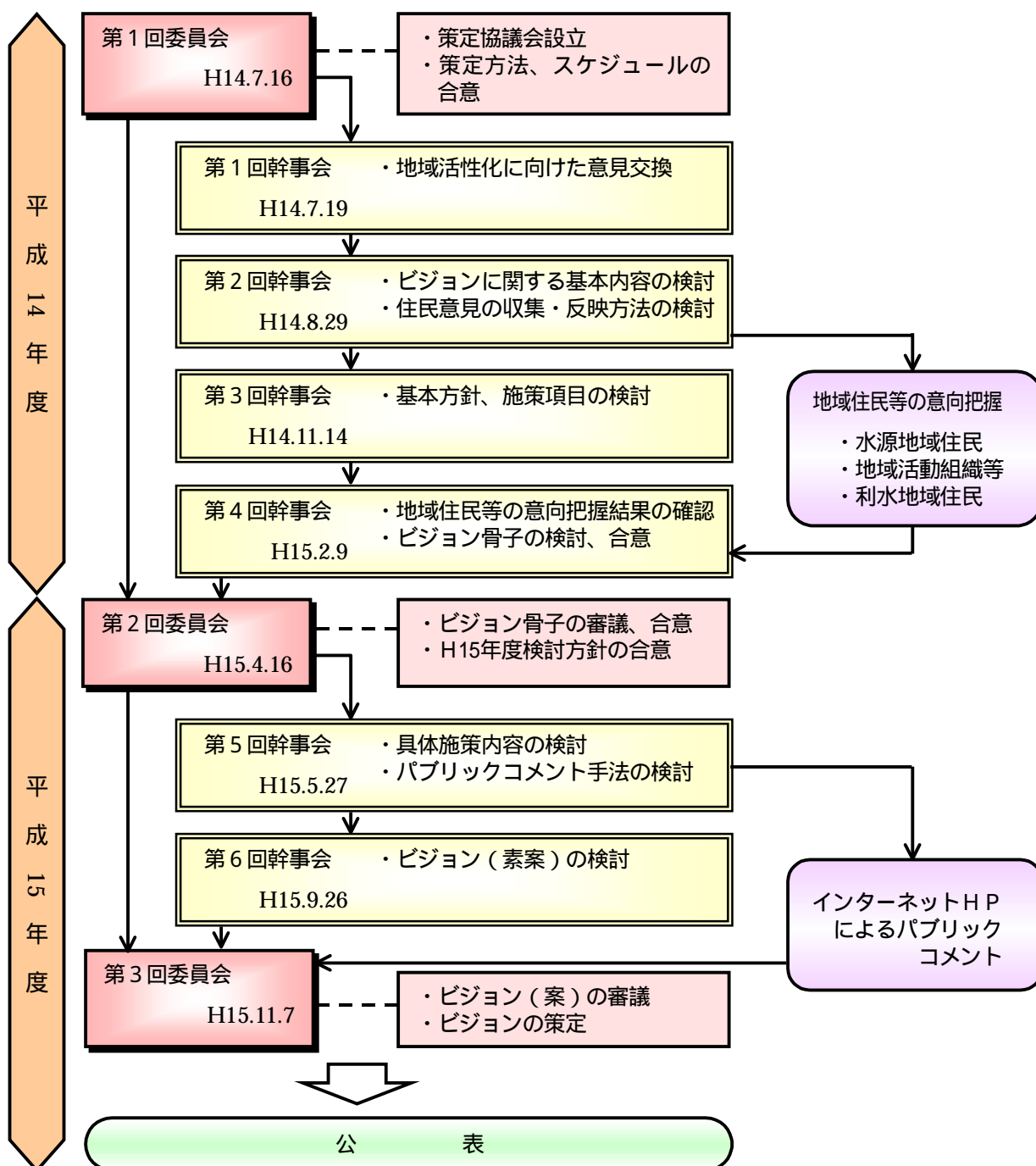
銅山川3ダム水源地域ビジョン策定協議会メンバー一覧（平成15年11月7日現在）

| 構成機関 | 委員 | 幹事 |
|-------------------------|---------------|---|
| 自治体 | | |
| 伊予三島市 | 市長 篠永 善雄(会長) | 総務課長 鈴木 秀明 |
| 川之江市 | 市長 石津 隆敏 | 企画調整課長 藤田 好一郎 |
| 新居浜市 | 市長 佐々木 龍 | 総合政策課長 佐々木 一英 |
| 土居町 | 町長 藤田 勝志 | 企画財政課長 真鍋 譲 |
| 新宮村 | 村長 法橋 信一(副会長) | 総務調整課長 川口 吉勝 |
| 住民団体 | | |
| 法皇青年会議所 | - | 理事長 宮崎 英樹 |
| ボランティアの森委員会 | - | 事務局長 藤井 保 |
| 嶺南あじさい会 | - | 会長 合田 清 |
| 関係行政機関 | | |
| 農林水産省四国森林管理局 愛媛森林管理署 | 署長 有村 孝一 | 流域管理調整官 正岡 光彦 |
| 愛媛県西条地方局 | | |
| 建設部伊予三島土木事務所 | 所長 豊田 一 | 建設第二課長 坪内 征生 |
| 産業経済部 | - | 伊予三島林業課長 中河 雄策 |
| ダム管理者 | | |
| 国土交通省四国地方整備局 | | |
| 河川部 | 河川調査官 鈴木 研司 | 河川管理課長 岡田 周三 |
| 吉野川ダム 統合管理事務所 | 所長 村上 光男 | 調査課長 湯浅 勝則 柳瀬ダム管理支所長 武本 謹二 |
| (独)水資源機構 | | |
| 吉野川局 | 局長 益田 和範 | 調査役 前村 知治 |
| 池田総合管理所 | 所長 久納 誠 | 第一管理課長 小原 茂美 新宮ダム管理所長 山下 隆弘 富郷ダム管理所長 中村 悟 |

3. 水源地域ビジョンの策定経緯

「銅山川3ダム水源地域ビジョン策定協議会」は、平成14年7月16日に設立され、平成15年11月7日の第3回委員会までに、委員会2回、幹事会6回の合計8回の策定協議会を持ちました。

この間に、水源地域の住民や活動団体、利水地域住民等様々な方々からご意見を伺うためのアンケート調査や聞き取り調査、ホームページによるパブリックコメントなどを行い、その結果を踏まえて十分な議論と調整を重ね、水源地域の住民、関係団体、自治体、ダム管理者、並びに、利水地域の方々等の意向を反映した水源地域ビジョンを策定しました。



4 . 水源地域の状況

(1) 銅山川3ダム水源地域の現状

「銅山川3ダム水源地域」は、愛媛県東端部の香川県、徳島県、高知県との県境付近に位置し、伊予三島市の一部、新宮村と新居浜市の一部（旧別子山村）によって構成されています。

銅山川3ダム水源地域位置図



銅山川3ダム水源地域は、以下の示すような特徴を持っています。

1) 立地

- ・銅山川3ダム水源地域は、松山市と高松市のほぼ中間に位置し、松山自動車道や高知自動車道が整備されていることから広域的な交通利便性が比較的高い。
- ・法皇山脈が銅山川と瀬戸内海を隔てているため、瀬戸内海に面した都市部から銅山川沿いの地域へのアクセスルートは限られている。
- ・地域の幹線道路である銅山川沿いの国道319号等は、幅員の狭い交通利便性の低い区間が多い。

2) 自然環境

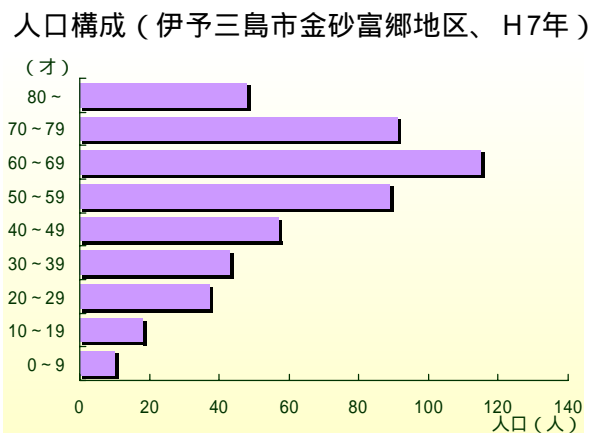
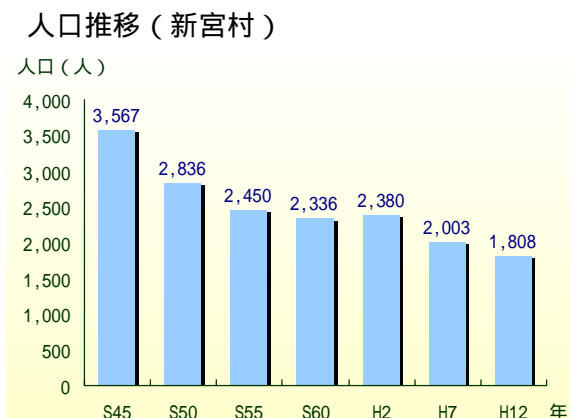
- ・銅山川3ダム水源地域には、山地や高原、渓谷などの多様な自然環境が形成されている。
- ・多様な自然環境を背景に、貴重な種を含む多くの生物が生息しており、豊かな生態系が形成されている。



富郷渓谷

3) 人口

- ・銅山川3ダム水源地域の人口は、減少傾向にあり、同時に高齢化が進行している。



4) 文化・歴史

- ・銅山川3ダム水源地域には、馬立本陣や奥之院仙龍寺（四国88ヶ所霊場第65番札所三角寺の奥之院）など様々な文化財等が点在し、歴史ある地域としてのイメージが形成されている。
- ・別子銅山（跡地）は、日本3大銅山の一つとして昭和48年に閉山するまでの約280年間にわたって栄えた。現在はハイキングコースの一つとして活用されている。



馬立本陣



奥之院仙龍寺



別子銅山（跡地）

5) 産 業

- ・銅山川3ダム水源地域は、お茶やしいたけの栽培等による農業と、豊かな山林を活かした林業が基幹産業であるが、近年の農林業の不振や後継者不足等が課題になっている。

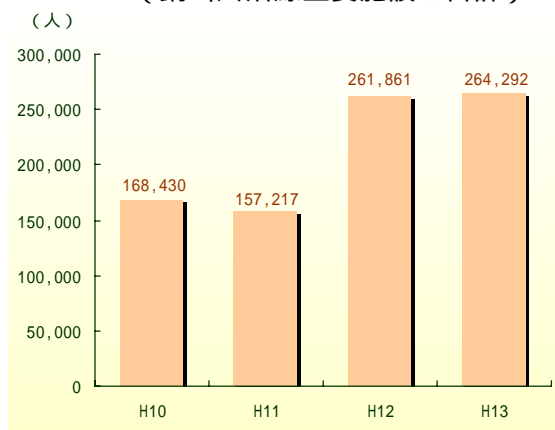


新宮茶

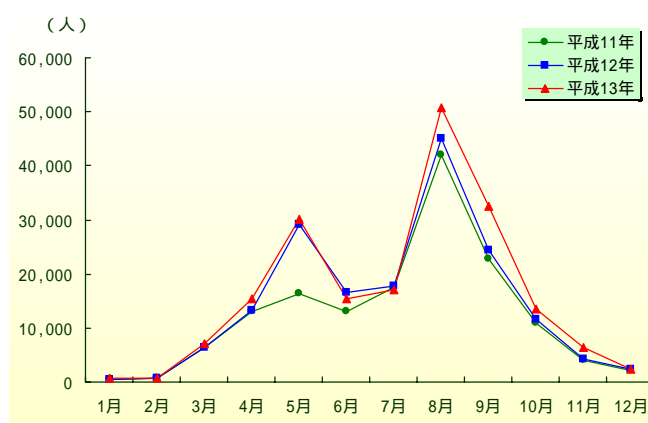
6) 観 光

- ・銅山川3ダム水源地域に立地する主要な観光資源には、霧の森や翠波高原、別子銅山跡地（ハイキング）、柳瀬ダム（金砂湖）などがあり、銅山川沿いの地域では、主に自然体験型のレクリエーション利用が行われている。
- ・近年銅山川沿線では、霧の森や富郷ダム周辺施設等がオープンしたことにより、観光入込が増加している。
- ・銅山川3ダム水源地域は、主に自然を活かしたレクリエーションの場として活用されていることから、夏場（8月）の入込客数が突出して多い。

年間入込客数の推移
（銅山川沿線主要施設の合計）



年間の入込客変動（平成11年～13年の平均）



上記グラフは、自治体が把握している観光入込データから作成した。

7) 上位関連計画等での位置づけや地域づくりの方向性

- ・銅山川3ダム水源地域は、全国屈指の「紙のまち」を支える水源地域として位置づけられている。
- ・豊かな自然環境を活用した観光レクリエーションの推進を図るとともに、県下屈指の林業地域であることから森林整備を進めることが地域づくりの方向性として示されている。

(2) 銅山川に立地する3つのダム現状

銅山川には、約30kmの間に「富郷ダム」「柳瀬ダム」「新宮ダム」の3つのダムが連続して建設されており、銅山川3ダム連携運用管理によって下流域の洪水を防ぐとともに、全国屈指の「紙のまち」を支える水を供給しています。それぞれのダム、ダム周辺の現状は以下のとおりです。

銅山川3ダムの現状

| 項目 | 富郷ダム | 柳瀬ダム | 新宮ダム |
|--------------|---|--|---|
| ダム・貯水池の諸元 | <ul style="list-style-type: none"> 平成12年度に完成した大規模な重力式コンクリートダム 約1.5km²の面積を有する貯水池は、比較的まとまりのある湖面を形成している。 | <ul style="list-style-type: none"> 昭和28年度に完成した重力式コンクリートダム 約1.55km²の面積を有する貯水池は、細長い形状をしている。 | <ul style="list-style-type: none"> 昭和50年度に完成した重力式コンクリートダム 約0.9km²の面積を有する貯水池は、細長く湾曲した形状をしている。 |
| ダムの目的・機能 | <ul style="list-style-type: none"> 治水、利水（水道、工業）、発電の役割を担う | <ul style="list-style-type: none"> 治水、利水（かんがい、水道、工業）、発電の役割を担う | <ul style="list-style-type: none"> 治水、利水（かんがい、工業）、発電の役割を担う |
| 周辺の地形及び自然環境 | <ul style="list-style-type: none"> 周辺地形は概ね急峻で貯水池に近づける場所が限定される。 豊かな生態系を有する自然環境が形成されている。 県立自然公園（特別地区）に指定されている。 | <ul style="list-style-type: none"> 周辺地形は概ね急峻で貯水池に近づける場所が限定される。 運用開始から50年が経過し、豊かな生態系を有する新たな自然環境が形成されている。 県立自然公園（特別地区）に指定されている。 | <ul style="list-style-type: none"> 周辺地形は概ね急峻で貯水池に近づける場所が限定される。 豊かな生態系を有する自然環境が形成されている。 |
| 貯水池周辺の道路整備状況 | <ul style="list-style-type: none"> 湖岸を地域の幹線道路である県道高知・伊予三島線が通過 道路の整備水準は高く、快適に走行できる。 | <ul style="list-style-type: none"> 湖岸を地域の幹線道路である国道319号が通過 道路の整備水準が低く、一部区間では離合が困難 | <ul style="list-style-type: none"> 湖岸を地域の幹線道路である国道319号が通過 道路の整備水準が低く、一部区間では離合が困難 |
| 周辺環境整備状況 | <ul style="list-style-type: none"> 貯水池周辺に周辺整備区域が点在している。 堤体周辺には、ダム見学に適したダム関連資料の展示施設がある。 「てらの湖畔広場」には質の高い施設等が整備されており、清掃等の管理も充分行われている。 | <ul style="list-style-type: none"> 平野地区に整備された「金砂湖畔公園」は、親水性が高く、また、施設等も充実している。 市等により清掃等の管理も充分に行われている。 | <ul style="list-style-type: none"> 堤体左岸側に小規模な広場等が整備されている。 |
| ダム周辺の利用状況 | <ul style="list-style-type: none"> ダム関連資料等が展示されている「富郷ダムワールド」「てらの水の館」の利用者だけで、年間1.5万人に達する。（H13実績値） 貸しボートなどによって、湖面利用も図られている。 | <ul style="list-style-type: none"> 年間約10.5万人の利用者がある。（H12推計値） 釣りを中心とした湖面利用が全体の約25%を占める。 湖面は自由使用であり、エンジン付ボート等の利用も行われている。 | <ul style="list-style-type: none"> 年間約1.1万人の利用者がある。（H12推計値） 利用者数は減少傾向。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 伊予三島市、水機構等による湖面利用協議会が設立されており、水質保全のためにエンジン付ボートの利用が規制されている。 | <ul style="list-style-type: none"> 金砂湖畔公園では様々なイベントが開催されている。 | <ul style="list-style-type: none"> 堤体下流に影井堰があり、銅山川沿いに遊歩道等を整備中。 |

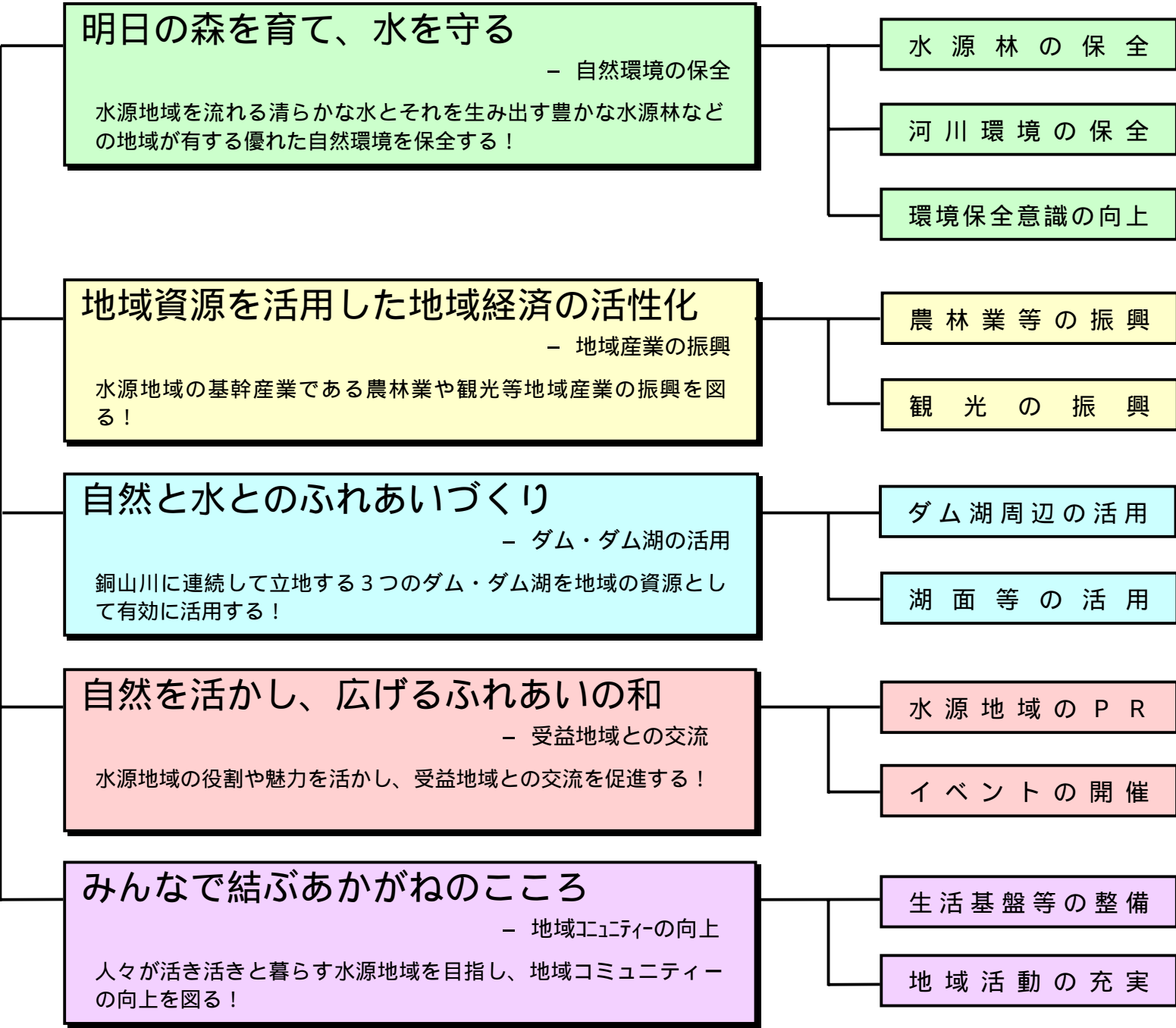
キャッチフレーズ

魅力ある銅山川水源地域づくりを目指して

基本的な方針

水源地域の担う公益機能を向上させる。
 水源地域に対する理解を向上させる。
 地域の産業を活性化する。
 地域資源を活かして観光を振興する。
 他地域との交流を促進する。
 地域を担う人材を育成する。
 地域の生活環境を向上させる。

基本施策（施策項目）



(1) 水源地域の活性化に向けた基本的な方針

銅山川3ダム水源地域の特性などを踏まえ、水源地域の活性化に向けた基本的な方針を以下の7点としました。

水源地域の活性化に向けた基本的な方針

水源地域の担う公益機能を向上させる。

清らかで豊富な水を生み出し、また、自然を活かしたレクリエーション空間を提供するなど、銅山川3ダム水源地域が担っている公益機能を向上させる。

水源地域に対する理解を向上させる。

水源地域や銅山川3ダムが担っている役割・機能に対する受益地域に住む人々の意識や理解などを向上させる。

地域の産業を活性化する。

銅山川3ダム水源地域を特徴づけるお茶やしいたけ、木材等の生産・販売を強化し、農林業を中心とした地域の基幹産業を活性化させる。

地域資源を活かして観光を振興する。

水源地域に広がる豊かな自然環境や地域の歴史・文化、銅山川に連続して立地する3つのダムなど、地域固有の資源を積極的に活かし、地域の観光振興を図る。

他地域との交流を促進する。

銅山川の水で結ばれた地域の人々との交流や、水源地域を訪れる人々との交流など、他の地域に暮らす人々との積極的な交流を図る。

地域を担う人材を育成する。

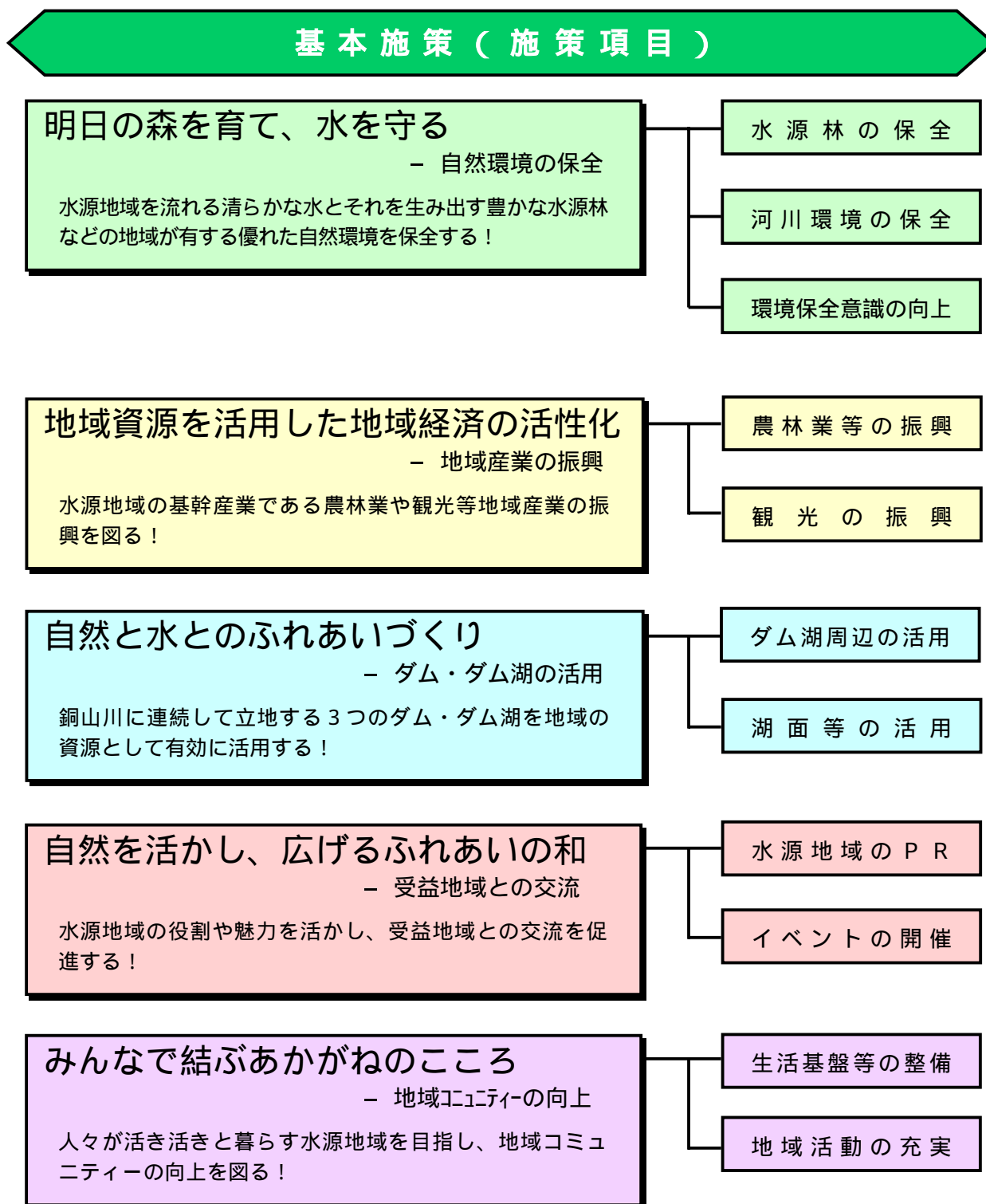
地域づくりに係わる地域活動のリーダーやボランティアなど、水源地域の将来を担う人材の育成を図る。

地域の生活環境を向上させる。

地域活性化の主役である住民が生き生きと暮らせるように、水源地域の生活環境を安全性や利便性に配慮して向上させる。

(2) 基本施策（施策項目）

水源地域の活性化に向けた7つの基本方針を踏まえ、銅山川3ダム水源地域で取り組んでいく基本施策を5本の柱によって構成しました。



明日の森を育て、水を守る - 自然環境の保全

| 基本施策 | 具体施策 | 実施主体 | 実施時期 |
|--|---|-----------------------------|--------------|
| 水源林の保全 宇摩地域のくらしを支え、良質な水を生み出す豊かな水源林を保全する。 | 森林の管理・育成 現在の森林管理作業を充実させつつ、複層林の育成を図るなど、適切な森林の管理・育成を推進する。 ・森林管理作業の充実 ・水源森林総合整備事業の推進 ・複層林の育成 ・保安林の指定 など | 実施主体：森林所有者（国、県、地元自治体、地域住民等） | 継続して長期的に取り組む |
| | (ボランティアによる)植林活動 水源地域における既存の植林活動等を充実、拡大するとともに、イベント等を活用しながら地域住民の手による植林活動を推進する。 ・水源の森造成ボランティア事業の推進 ・植樹イベントの開催 など | 実施主体：ボランティア団体 | 継続して長期的に取り組む |
| 河川環境の保全 清らかな水が流れる水源地域の河川環境を保全する。 | 水辺利用の適正化 河川環境を適切に保全するために、水辺利用の適正化に向けた取り組みを推進する。 ・釣客のマナー向上 など | 実施主体：今後検討 | 今後検討 |
| | 河川清掃活動 地域住民の手による河川清掃活動を推進する。 ・河川清掃イベントの開催 など | 実施主体：地元自治体、ボランティア団体 | 短期 |
| 環境保全意識の向上 自然環境の保全に対する地域住民や地域利用者の意識を高める。 | 環境保全意識の啓発 地域住民の環境保全に対する意識向上に向けた取り組みを推進する。 ・環境保全に関する地域住民へのPR など | 実施主体：地元自治体 | 短期 |
| | 利用者に対するマナー向上のPR 地域の利用者に対し、利用マナーの向上を呼びかけるPR活動を行う。 ・利用者のマナーに対する看板設置 など | 実施主体：地元自治体、ダム管理者 | 短期 |

注) ・継続 現在既に取り組んでおり、今後も継続して実施
 ・短期 3年以内に着手、実施
 ・中期 3～5年を目途に着手、実施
 ・長期 5年以上の先を目標に着手、実施

地域資源を活用した地域経済の活性化 - 地域産業の振興

| 基本施策 | 具体施策 | 実施主体 | 実施時期 |
|--|--|---|------|
| 農林業等の振興 木材や農産物等の生産・販売等を強化し、地域の基幹産業である農林業等の振興を図る。 | 地場産品の開発・販売 新宮茶などの特産品をはじめとする農産物等の販売促進を図りつつ、新たな特産品の開発等を行う。 ・特産品や地場産業のPR ・既存の特産品の販売促進 ・新たな特産品や特産メニューの開発 など | 実施主体：地域住民、地域企業等 協力：地元自治体 | 継続 |
| | 木材の有効利用の検討 間伐材や流木等の木材を有効に利用するための方策を検討する。 ・間伐材等の有効利用方策の検討 ・流木処理工法の検討 など | 実施主体：(独)水資源機構 | 継続 |
| | 農林業の強化 地域の基幹産業である農林業の合理化等を促進し、産業としての強化を図る。 ・農林業の合理化の促進 ・シルバー人材の活用 など | 実施主体：地元自治体や農協、生産組合等が連携して実施 | 短期 |
| 観光の振興 地域固有の資源を活かして、観光の振興を図る。 | 観光道路整備の推進 あじさい道路や別子花街道等の充実を図るなど、地域の観光道路整備を推進する。 ・あじさい道路や別子花街道の充実 ・国道319号の整備推進 など | 実施主体：地元自治体、県がハード整備を推進 ボランティア団体等が植栽等を実施 | 継続 |
| | 観光情報の発信 パンフレットなどを作成、配布すること等によって、地域観光情報の発信を促進する。 ・ルートマップや案内マップの作成、配布 など | 実施主体：地元自治体、観光協会 | 短期 |
| | 案内・誘導サインの充実 観光客を効率的に誘導したり、適切な地域案内を行うための案内・誘導サインの充実を図る。 ・案内、誘導サインの設置 など | 実施主体：地元自治体 | 短・中期 |
| | 観光ルートづくり 既存の観光資源（自然、文化、歴史、ダム等）を結ぶ新たな観光ルートづくりを推進する。 ・周辺文化財を活用した観光ルートづくり ・銅山川3ダムをリンクさせた広域観光ルートづくり など | 実施主体：地元自治体 | 中期 |
| | 景観木の植栽 自然景観の向上を目指し、景観木の植栽を推進する。 ・あじさい、モミジ、ケヤキ、サクラ等の植栽 など | 実施主体：今後検討 | 今後検討 |

注) ・継続 現在既に取り組んでおり、今後も継続して実施
 ・短期 3年以内に着手、実施
 ・中期 3～5年を目途に着手、実施
 ・長期 5年以上の先を目標に着手、実施

地域資源を活用した地域経済の活性化 - 地域産業の振興（つづき）

| 基本施策 | 具体施策 | 実施主体 | 実施時期 |
|--|--|---------------------------|------|
| 観光の振興 （つづき） 地域固有の資源を活かして、観光の振興を図る。 | 宿泊・交流施設の誘致・整備 地域観光の拠点となる宿泊・交流施設の誘致又は整備の推進を図る。 ・霧の森の研修センターでの温泉整備 ・スカイフィールド富郷近辺への宿泊施設の誘致 など | 実施主体：地元自治体 | 中期 |
| | 自然体験の場の活用 地域の自然を活かしたキャンプ場等自然体験の場の活用を促進する。 ・富郷キャンプ場等の活用促進 など | 実施主体：既存施設等の管理者が主体となって推進する | 継続 |
| | 風景鑑賞の場の活用 広がりのあるダム湖などの優れた風景を鑑賞できる場の活用を促進する。 ・貯水池等を望む展望施設等の活用促進 など | 実施主体：既存施設等の管理者が主体となって推進する | 継続 |
| | 利便性施設の充実（サービス施設の充実） 観光面での利便性向上を目指し、休憩所等の利便性施設の充実を図る。 ・利便施設の整備（休憩所、飲食施設、トイレ、公衆便所、駐車場等） など | 実施主体：今後検討 | 今後検討 |

注）・継続 現在既に取り組んでおり、今後も継続して実施
 ・短期 3年以内に着手、実施
 ・中期 3～5年を目途に着手、実施
 ・長期 5年以上の先を目標に着手、実施

自然と水とのふれあいづくり - ダム・ダム湖の活用

| 基本施策 | 具体施策 | 実施主体 | 実施時期 |
|--|---|--|------|
| ダム湖周辺の活用 3つのダムが銅山川に連続して立地する特徴を活かしながら、各々のダム湖周辺の活用を図る。 | 3ダム連携の利活用 各ダムの特徴を活かしつつ、3ダムを連携させた利活用の推進を図る。 ・3ダムが連携したやウォーキング大会、見学会、植樹会等の開催 など | 実施主体：地元自治体、ダム管理者 協力：ボランティア団体等 | 短・中期 |
| | 体験学習利用の促進 ダム湖周辺を体験学習、環境学習のフィールドとして位置づけ、様々な体験学習の利用促進を図る。 ・ダム湖周辺を活用した自然体験学習、見学会、学習会等の実施 ・まつの自然広場を総合学習の場として開放 ・「ふれあい交流in富郷ダム」イベントの拡大、充実 など | 実施主体：地元自治体、ダム管理者 協力：ボランティア団体、森林組合 | 中期 |
| 湖面等の活用 適切な湖面利用に向けたルールづくりを進めるとともに、積極的な活用を推進する。 | 適切な湖面利用に向けたルールづくり ダム本来の目的に配慮しつつ、適切な湖面利用を図るためのルールづくりを行う。 ・ダム湖利用協議会の設置検討 など | 実施主体：ダム管理者、地元自治体 協力：漁協、警察、消防署 | 短・中期 |
| | ダム湖のレクリエーション利用 地域固有の資源であるダム湖を積極的に活用し、レクリエーション利用の推進を図る。 ・ダム湖を使ったイベントの開催(釣り大会等) ・富郷ダム湖の開放と活用(カヌー利用等) ・うるおい湖の開放と活用 など | 実施主体：ダム管理者、地元自治体 協力：ボランティア団体、漁協 | 中期 |

注) ・継続 現在既に取り組んでおり、今後も継続して実施
 ・短期 3年以内に着手、実施
 ・中期 3～5年を目途に着手、実施
 ・長期 5年以上の先を目標に着手、実施

自然を活かし、広げるふれあいの和 - 受益地域との交流

| 基本施策 | 具体施策 | 実施主体 | 実施時期 |
|--|--|---|--------------|
| 水源地域のPR 水源地域の持つ役割や魅力についての積極的なPRを推進する。 | 広報・PR活動の推進 様々な媒体を活用し、水源地域の役割や魅力についての積極的な広報・PR活動を行う。 ・マスコミ等への広報活動 ・小冊子、チラシ、パンフの作成・配布 ・広報誌の活用 ・学校からの配布物の活用 ・パソコン(インターネット)の活用 ・水源地域での説明板の設置 など | 実施主体：地元自治体、ダム管理者 | 短・中期 |
| | ダム見学の充実 水源地域の持つ役割等をPRするために、ダム見学の充実を図る。 ・ダム見学会等の対象者拡大 ・ダム関連施設の一部開放 など | 実施主体：ダム管理者 | 短期 |
| イベントの開催 受益地域とのさらなる交流を目指し、地域の資源を活かしたイベントの開催を推進する。 | 地域資源を活かしたイベントの検討 地域資源を活かしたイベント開催に向けて、既存のイベントを継続開催しつつ、内容の充実に向けた検討を行う。 ・釣り大会、カヌー教室、植樹祭、学習会、ハイキング等の企画検討 ・水生生物学学習会の規模拡大 ・ダムや水源地域に関するPRイベントの企画検討 ・貯水池湖畔や自然の中でのコンサートの企画検討 ・バザーやフリーマーケットの企画検討 など | 実施主体：イベント内容に応じて今後検討 協力：観光協会、ボランティア団体 | 継続して長期的に取り組む |
| | イベントへの来場勧誘の充実 イベント参加者の増加を目指し、イベントへの来場勧誘に係わる取り組みを充実させる。 ・イベント時のシャトルバスの運行 ・イベント自体のPR など | 実施主体：地元自治体、ダム管理者とイベント実施主体が連携して実施 | 短・中期 |

注) ・継続 現在既に取り組んでおり、今後も継続して実施
 ・短期 3年以内に着手、実施
 ・中期 3～5年を目途に着手、実施
 ・長期 5年以上の先を目標に着手、実施

みんなで結ぶあかがねのこころ - 地域コミュニティの向上

| 基本施策 | 具体施策 | 実施主体 | 実施時期 |
|--|---|-------------------------------|----------------------|
| 生活基盤等の整備 (ライフラインの強化) 水源地域における生活環境の向上のために、生活道路を始めとする生活基盤等の整備を推進する。 | 生活道路整備の推進 地域住民の生活環境の向上を目指し、生活道路の整備を推進する。 | 実施主体：道路管理者 (県、地元自治体) | 継続して 長期的に 取り組む |
| | コミュニティバスの整備 地域住民の普通の「足」として使えるコミュニティバスの整備を図る。 | 実施主体：地元自治体 | 短期 |
| | 供給処理施設の充実 (上水道・ゴミ処理体制の充実) 地域の上水道やゴミ処理等に係わる供給処理施設の充実を図る。 ・簡易水道の整備 ・ゴミ処理体制の充実 など | 実施主体：地元自治体 | 今後検討 |
| 地域活動の充実 地域活動を担う人材やボランティア団体の育成を進め、地域住民の手による地域活動を活性化させる。 | 地域活動を担う人材、組織の育成 地域活動において重要な役割を担う地域活動のリーダーや若者、ボランティア団体の育成を推進する。 | 実施主体：地元自治体、 ボランティア団体 | 継続して 長期的に 取り組む |
| | 住民参加による環境保全の推進(清掃活動の推進) 地域住民の手による環境保全の推進を図る。 ・ボランティアによる清掃活動の実施 ・既存のアドプトシステムへの参加推進 など | 実施主体：ボランティア団体 協力：地元自治体 | 継続して 長期的に 取り組む |

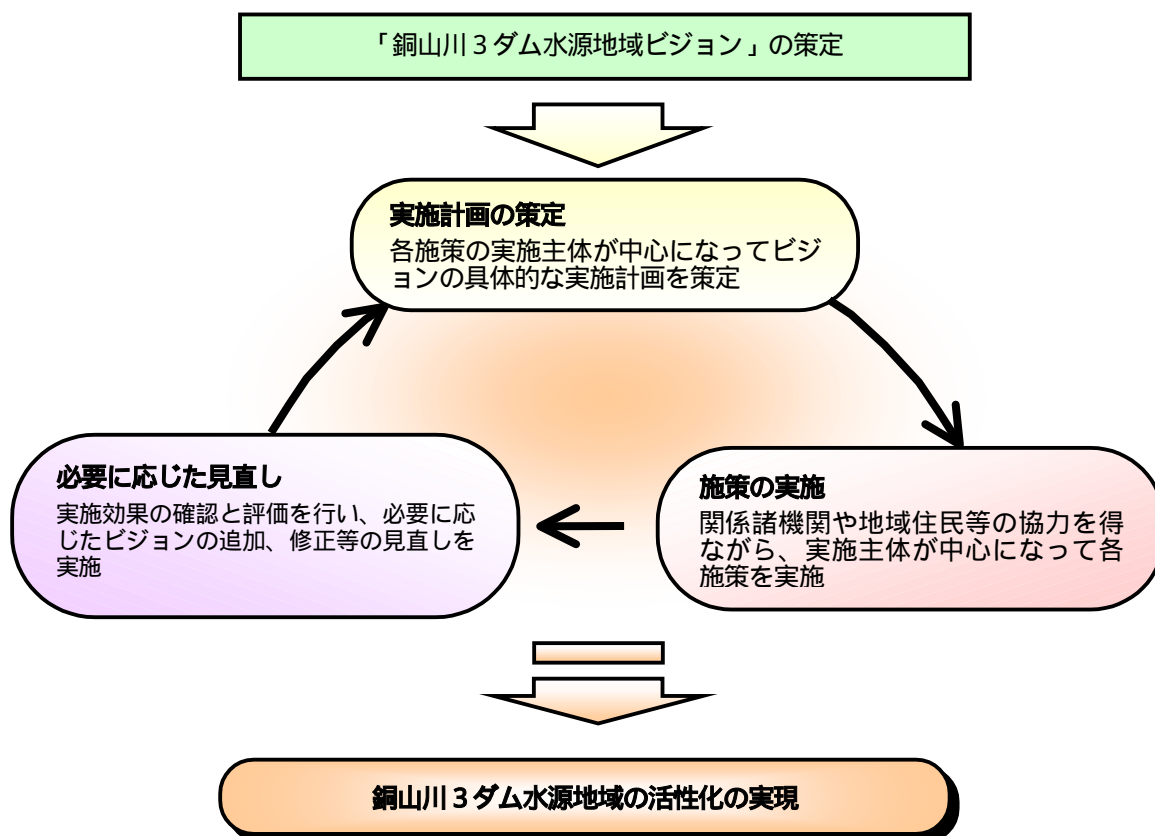
注) ・継続 現在既に取り組んでおり、今後も継続して実施
 ・短期 3年以内に着手、実施
 ・中期 3～5年を目途に着手、実施
 ・長期 5年以上の先を目標に着手、実施

6 . ビジョンの推進方法

1) ビジョン推進の基本的な考え方

以上のように策定された「銅山川3ダム水源地域ビジョン」の推進にあたっては、「ビジョンの具体的な実施計画を策定 施策の実施 必要に応じた見直し」を継続して行い、社会情勢の変化や水源地域の状況変化に柔軟に対応しつつ、銅山川3ダム水源地域の活性化の実現を目指します。

ビジョン推進の流れ



また、ビジョンの実行・推進にあたっては、銅山川3ダム水源地域に係わりのある地域住民や活動団体等の方々からご意見を伺いつつ施策を実行し、地域の方々とともにビジョンの推進を図ることが重要であると考えています。このため、今後ともインターネットのホームページ等によってご意見を頂き、ビジョンの実施や必要に応じたビジョン見直し等に反映させていく予定です。

2) ビジョン推進に向けた役割分担

先に整理した個々の具体施策については、それぞれの実施主体が責任を持って「具体的な実施計画の策定」と「施策の実施」を進めていきます。

また、水源地域ビジョンの着実な実施と円滑な推進のために、具体方策を実施する組織とそれに協力する組織等が協力し、水源地域ビジョンの推進組織を設立します。

水源地域ビジョンの推進組織では、具体方策の効率的、効果的な実施のために、関連する組織等が連絡、調整を行うとともに、「ビジョンの実施効果を確認、評価」しつつ、社会情勢の変化など水源地域を取り巻く状況の変化や、ビジョンの進捗等による水源地域の状況変化に応じた「ビジョンの見直し」を行っていきます。

ビジョン推進に向けた推進組織内の役割分担

| | |
|------------------|---------------------------------|
| 推進組織として…………… | ・具体的な実施計画の策定 ・必要に応じたビジョンの見直し |
| 推進組織の構成メンバー…………… | ・施策の実施 |

水源地域ビジョン策定要綱

(平成13年4月12日、国土交通省)

第1 目的

この要綱は、国土交通省所管の直轄ダム及び水資源開発公団ダムに関して、ダム事業者・管理者が水源地域の自治体等と共同で策定を行う「水源地域ビジョン」の基本的な事項を定め、水源地域及び流域の自治体、住民及び関係行政機関等と広く連携し、適切なダム管理及びダム（ダム湖及びダム周辺の施設等を含む。）を活かした水源地域の自立的、持続的な活性化を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱において「水源地域ビジョン」とは、ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化のために、水源地域の自治体、住民等がダム事業者・管理者と共同で策定する水源地域活性化のための行動計画である。

第3 対象ダム

(1)国土交通省所管の直轄ダム、水資源開発公団ダムを対象とする。

(2)全ての直轄及び水資源開発公団の管理ダムについて、おおむね5年以内に水源地域ビジョンを策定するものとする。なお、管理中のダムの「水源地域ビジョン」の策定にあたっては、次のいずれかに該当するダムを優先して行うものとする。

ダム周辺環境整備事業に新規に着手するダム

「地域に開かれたダム」に指定されたダム

水源地域対策特別措置法施行以前に建設が開始され同法の対象となっていないダム等水源地域活性化を優先して推進する必要のあるダム

水源地域の市町村や流域関係者が水源地域の活性化や上下流交流の活動に取り組んでいるダム

(3)建設中のダムについては、管理に移行するまでに「水源地域ビジョン」を策定するものとする。

第4 「水源地域ビジョン」の策定方法

(1)「水源地域ビジョン」の策定主体は、ダム事業者・管理者、水源地域の自治体、住民等とする。策定主体は、「水源地域ビジョン」の策定に際し、流域の自治体、住民、関係行政機関等に、参画を求めていくものとする。

(2)「水源地域ビジョン」の策定にあたっては、(1)の趣旨を踏まえて、ダム事業者・管理者、流域の自治体、住民、関係行政機関、有識者等からなる組織（以下、「水源地域ビジョン策定組織」という。ダムごとに相応しい名称を付けること）を設置し、水源地域の関係者の意向を反映できる方法により行うものとする。

(3)原則として、ダム事業者・管理者が「水源地域ビジョン策定組織」の事務局を受け持つものとする。

第5 「水源地域ビジョン」の内容

「水源地域ビジョン」には、ダム及びダム周辺の豊かな自然及び水源地域の伝統的な文化活動等を利用した水源地域の自立的、持続的な活性化の方策とともに、ダム事業者・管理者及び関係行政機関等が行う支援方策等を定める。

「水源地域ビジョン」は、人づくりや既存施設の有効活用の推進等のソフト対策に重点を置くものとする。なお、施設整備を伴う場合は、当該施設の有効利用のための方策や維持管理等について、「水源地域ビジョン」に盛り込むものとする。

さらに、流域の住民が「水源地域ビジョン」の趣旨を理解し、上下流交流や流域の環境保全に関する活動等に参加、協力しやすいような内容であることが望ましい。

(2)「水源地域ビジョン」は、ダムごとに現状と課題を整理した上で、水源地域の活性化を推進する内容、手法等を盛り込むことが望ましい。

一般的には次のような項目が上げられる。

水源地域ビジョンの内容

具体的な内容の例としては次のようなものがある。

- ア 連携によるハード整備・ソフト対策
- イ 水を軸とした地域間交流の促進
- ウ 地場産業の振興
- エ 豊かな自然、文化等の提供 等

水源地域ビジョン実施の手法

具体的な実施手法の例としては次のようなものがある。

- ア 地方整備局による総合調整・支援
- イ 人づくり、関係者の意識の向上
- ウ 相談窓口
- エ 情報発信 等

水源地域ビジョン実施のための役割分担、連携・協力の方法

その他、水源地域の活性化に必要な事項等

第6 「地域に開かれたダム」等との調整

(1)「地域に開かれたダム」に指定されたダム及びその整備計画を策定中のダムについては、「地域に開かれたダム」と十分に調整し、「地域に開かれたダム」で整備する施設等の利活用についても「水源地域ビジョン」に定め、ダム及び関連施設を有効に活用して、水源地域の活性化を推進するものとする。

(2)水源地域対策特別措置法の指定ダムについては、「水源地域整備計画」（同法第4条）に基づく施設の利活用についても検討する等「水源地域整備計画」と整合が図られたものとする。

第7 「水源地域ビジョン」に基づく水源地域活性化の推進

(1)ダム事業者・管理者は、水源地域の自治体、住民等が行う水源地域の活性化のための活動を支援するとともに、流域の自治体、関係行政機関、NPO、住民等に対しても情報提供や活動への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

(2)「水源地域ビジョン」に基づく水源地域活性化の着実な実施と関係者間の役割分担、連携・協力を円滑に進めるために、水源地域ビジョン策定組織を活用する等して水源地域ビジョンの推進組織づくりを積極的に行うものとする。

第8 水源地域活性化の総合的な支援

(1)地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務所（以下、「地方整備局等」という。）においては、「水源地域ビジョン」に基づく水源地域活性化を関係部、事務所等が連携して、総合的に支援していくものとする。このため、必要に応じ、水源地域の自治体等と設置する水源地域ビジョン推進組織に参画し、積極的な支援をするものとする。

(2)地方整備局及びダムごとに設置する水源地域ビジョン推進組織等に対して、水源地域活性化の円滑な推進のための指導等を行うことを目的として、国土交通省内に水源地域ビジョン会議を設置するものとする。

第9 「水源地域ビジョン」の公表

「水源地域ビジョン」は、策定後、インターネットのホームページに掲載する等の方法により、一般にも公表し、水源地域ビジョンに基づく事業や活動に対して流域関係者等の協力や積極的な参加を呼びかけるものとする。

第10 「水源地域ビジョン」のフォローアップ

「水源地域ビジョン」に基づくハード事業やソフト対策の実施に際して、年度毎に目標達成状況のチェック、効果、水源地域の満足度等を確認し、必要があればビジョンの修正、追加等を行うものとする。

第11 「水源地域ビジョン」に関する報告

(1)水資源開発公団総裁は、ダムごとの「水源地域ビジョン」を策定した時及び修正した時には、水源地域ビジョンを添えて、当該ダム所在地の所管地方整備局長に報告するものとする。

(2)地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長（以下、「地方整備局長等」という。）は、水資源開発公団ダムを含めダムごとの「水源地域ビジョン」を策定した時及び修正した時は、水源地域ビジョンを添えて水源地域ビジョン会議に報告するものとする。

(3)地方整備局長等は、年度毎に「水源地域ビジョン」に基づく、事業等の実施状況及び水源地域活性化の達成状況等を水源地域ビジョン会議に報告するものとする。

水源地域ビジョン会議設置要綱

第1 水源地域活性化の円滑な推進を目的として、国土交通本省内に水源地域ビジョン会議を設置するものとする。

第2 水源地域ビジョン会議は次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) ダムごとの水源地域活性化推進状況の評価。
- (2) 地方整備局及びダムごとに設置する水源地域ビジョン推進組織等に関すること。
- (3) その他、水源地域の活性化に関すること。

第3 水源地域ビジョン会議は、別表に定めるものをもって構成する。

会長は、会議を主催するとともに、必要があるときは別表に定める者以外の出席を求めることができる。

第4 水源地域ビジョン会議の庶務は河川局河川環境課流水管理室におく。

別表 水源地域ビジョン会議の構成員

| 構 成 員 の 職 名 | 備 考 |
|---------------------|----------|
| 河川局長 | 会 長 |
| 土地・水資源局水資源部長 | 副会長 |
| 河川局河川環境課長 | 委 員（幹事長） |
| 土地・水資源局水資源部水源地域対策課長 | 委 員（幹事） |
| 都市・地域整備局公園緑地課長 | 委 員（幹事） |

水源地域ビジョンのフロー

